

## 介護保険住宅改修費の支給について

### 対象者・支給額

- ・ 要介護・支援認定で要介護または要支援と認定された者
- ・ 支給限度基準額は 20 万円で、負担割合に応じて、改修費用の 7～9 割を支給します

### 事前申請に必要な書類

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費申請書
- ・ 工事内訳書（同様の見積書でも可）
- ・ 見取り図
- ・ 住宅改修が必要な理由書※ケアマネジャー等が事前に記載すること
- ・ 完成前の状態が確認できる日付の入った写真
- ・ 所有者の承諾書（住宅の所有者が被保険者本人以外にいる場合）

### 工事後の申請に必要な書類

- ・ 事前申請で受領印を受けた書類一式
- ・ 完成後の状態が確認できる日付の入った写真
- ・ 請求書 ※請求金額欄は改修費用の 7～9 割分になります。保険者にて計算・記入しますので記載しないでください。
- ・ 住宅改修に要した費用に係る領収書

### 住宅改修の工事種別

- ・ 手すりの取付け
- ・ 床差の解消（ユニットバスの場合は、面積按分になります。）
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 引き戸等への扉の取替え
- ・ 洋式便器等への便器の取替え
- ・ 以上の項目に付帯して必要となる住宅改修

---

### 参 考

在宅重度障害者住宅設備改良費補助事業

対象者・支給額

- ・ 身体障害者手帳 1・2 級を交付された者
- ・ 限度額 40 万円、世帯所得に応じた自己負担あり

手続方法

- ・ 事前相談が必要になりますので、福祉課障がい福祉係（横溝千鶴子記念障害福祉センター）までご連絡ください（73-4530）

工事種別

- ・ 浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改造